

支給認定を受けた指定難病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ日常生活が著しく制限されている者に該当する患者。

具体的には次の（１）または（２）に該当する方です

（１）人工呼吸器を装着している患者で①離脱の見込みがなく、②一日中施行であり、③臨床調査個人票の生活状況の各項目において、いずれも「部分介助」または「全介助」である方。

（２）体外式補助人工心臓を装着している患者の方。

申請方法は以下のとおりです。

以下の書類を揃えて保健所等に提出してください。

- ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書（新規・更新・変更）
- ② 特定医療費（指定難病）受給者証
- ③ 臨床調査個人票（指定難病用の診断書）

認定された場合、月額自己負担限度額が申請日の次の月から 1,000 円になります。